

健康な職場づくり宣言

事業所募集！

安定した経営は従業員の健康づくりから

事業所(事業主)が従業員の健康づくりに積極的に取り組むことにより、従業員の健康増進はもとより、事業所の業績や価値の向上が期待される「健康経営®」が注目されています。

協会けんぽ千葉支部では、平成27年10月より健康経営の普及促進に向けた事業として「健康な職場づくり宣言」制度を創設し、健康な職場づくりを進める事業所の取組をサポートしています。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

会社が健康づくりを推進するメリット

生産性向上

- モチベーションの向上
- 従業員の健康状態の改善
- 業務効率の向上

リスク マネジメント

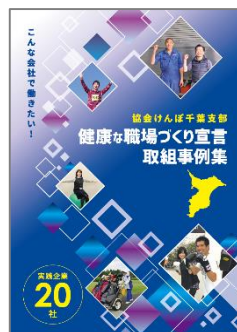
- 事故や不祥事の予防
- 労災発生の予防

イメージ アップ

- 企業ブランド価値の向上
- 人材(労働力)確保

選ばれるのは「従業員を大切にすること」、 事業主自らが動いて効果があるものです！

「職場での健康づくり」は難しいものではありません。
健康診断など“今まで実践していること”を徹底することも、
健康づくりの方法のひとつです。
従業員の健康を考え、取り組むことは、今いる従業員を守る
だけでなく、新たな人材獲得にもつながります。



すでに健康づくりを
実践している会社の
取組内容をご紹介します！



宣言書を提出(FAX可)して協会けんぽ千葉支部とともに健康づくりに取り組みましょう！



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ



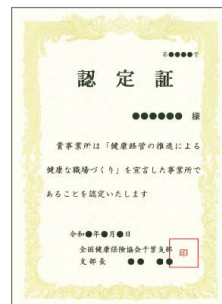
「健康な職場づくり宣言」の特典(サポート)

宣言された事業所様には様々な特典(サポート)をご用意しています。
健康づくりの取組のひとつとして、ぜひ、ご活用ください！

特典 1

認定書を交付します **無料**

協会けんぽ千葉支部より「認定書」をお送りします。
ぜひ、社内に掲示してください。



特典 2

協会けんぽ千葉支部ホームページにて事業所名を公表いたします **無料**

健康づくりに高い意識を持つ企業としてイメージアップにつながります。
※ご希望により事業所様のホームページにリンクさせていただきます。

特典 3

求人票に記載、求職者にアピールできます **無料** おすすめ

ハローワークの求人票に「健康な職場づくり宣言」実施事業所であることを記載することで、優秀な人材の応募・定着につながります。

特典 4

歯科健診が受診できます **無料** おすすめ

千葉県内の協力歯科医院にて歯や口腔内の健康状態を総合的にチェックできます。
※歯科健診(歯科口腔健康診査)の受診には年齢等の条件があります。

特典 5

出張セミナーを受講できます **無料** 取組に活用

講師が出張して職場でできる運動やメンタルヘルスなどのセミナーを行います。
オンライン(Zoomなど)での実施も可能です。



特典 6

広報紙(年4回発行)や健康づくりマンガ冊子を配付します **無料**

宣言事業所様に向けた広報紙を発行、郵送します。
また、協会けんぽ千葉支部作成の健康づくりマンガ冊子を配付します。

特典 7

「健康度 見える化BOOK」を定期送付します **無料** 取組に活用

健診結果や医療費等について事業所ごとにまとめた冊子を送付します。
同業種平均や千葉支部平均と比較し、健康課題を確認できます。
※被保険者が10人以上の事業所が対象です。



特典 8

スポーツジム優待制度が利用できます **優待**

スポーツクラブをお得に利用できる優待サービスをご利用いただけます。

◆「健康経営優良法人認定制度」に応募できます！



優良な健康経営に取組む会社を社会的に評価し、顕彰する「健康経営優良法人認定制度」。
協会けんぽ千葉支部の「健康な職場づくり宣言」後は、ステップアップして
「健康経営優良法人認定」を目指してみませんか。

※健康経営優良法人(中小規模法人部門)の認定には「健康な職場づくり宣言」の参加が必須です。



記入例

① 本人の健診
→従業員全員、生活習慣病予防健診または事業者健診を受診してください。
※事業者健診結果の提供方法等について、詳しくは協会けんぽ千葉支部にご連絡ください。

② 保健指導
→保健指導を受ける場所や時間の確保にご協力ください。

③ 喫煙対策
→禁煙や分煙等による受動喫煙対策をしてください。
また、事業主様と千葉支部長の連名で「禁煙のすすめ通知」の送付や禁煙達成者へ「表彰状の贈呈」等も実施できます。
※ご希望の場合は協会けんぽ千葉支部にご連絡ください。

④ 健康保険委員の登録
→事業所様と協会けんぽを結ぶパイプ役の方のご登録をお願いします。
健康保険に関する事務をご担当されている方または事務を管理されている方をご記入ください。
※すでにご登録いただいている場合は、「氏名」のみ記入し、チェック印をしてください。

⑤ 受診勧奨
→「要治療」「要精密検査」の方にできるだけ早く医療機関を受診するようお声がけ等をお願いします。

⑥ 家族の健診
→ご家族（被扶養者）に特定健診の受診するようお声がけ等をお願いします。
また、事業主様と千葉支部長の連名で文書を送付することもできます。
※ご希望の場合は協会けんぽ千葉支部にご連絡ください。

⑦ 健康セミナーの開催
→千葉支部では宣言された事業所様へのセミナー講師の派遣を無料で行っています。
従業員向けに運動やメンタルヘルスのセミナーを実施しましょう。

協会けんぽ千葉支部企画担当宛【FAX043-382-8321】

健康な職場づくり宣言書

わが社は協会けんぽ千葉支部と連携して、従業員が心身ともに健康に働ける職場を目指して下記項目に取り組むことを宣言します。

①～④は必須項目です。

必ずチェック印をしてください。

① 本人の健診	協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診 協会けんぽへの事業者健診結果の提供(40歳以上)	いずれかの方法で 全員受診(提供)	☒
② 保健指導 (メタボリック等対象者)	協会けんぽによる特定保健指導を50%以上実施		☒
③ 喫煙対策	禁煙または分煙の実施		☒
④ 健康保険委員の登録	社内健康保険制度の周知 従業員とその家族の方の健康管理を積極的に実施		☒

健康保険委員新規登録(すでにご登録いただいている場合は「氏名」のみご記入ください。)

健康保険証 記号・番号	1 2 3 4 5 6 7 8 - 9 0
役職・所属	総務部総務担当
氏名	健康 花子
メールアドレス (任意)	abc@def...-ghi.co.jp

○ご記入のメールアドレスに月1回メールマガジンを配信します。

⑤～⑧の項目から1つ以上選択してください。

1つ以上チェック印をしてください。

⑤ 受診勧奨 (健診結果が悪い方)	早期治療により重症化を予防するため、産業医及び衛生管理者等による医療機関での早期受診	☒
⑥ 家族の健診	ご家族様に特定健診の受診を勧奨	☒
⑦ 健康セミナー開催	外部講師による健康セミナーの開催	☒
⑧ その他の取組 (実施予定でも可)	10時と15時にストレッチ	☒

取組項目を1つ以上選択し、チェック印をしてください。

取組内容を記載してください。

事業所記号(健康保険証記号)	1 2 3 4 5 6 7 8	○ご不明等でも構いません。
事業所名称	株式会社 協会健保	
事業所所在地	(〒 260 - 0000) 千葉市中央区富士見 〇〇-〇〇	
電話番号	043-000-0000	担当者名 健康花子
ホームページアドレス※	https://kyoukai.....jp	

※ホームページアドレスは協会けんぽ千葉支部のホームページで宣言した事業所様をリンク先として登録します。(登録を希望する場合のみご記入ください。)

宣言日 令和3年4月1日 事業主名 協会 太郎

⑧ その他の取組
→事業所様独自で行う健康づくりの取組をご記入ください。
これから実施する予定の取組でも構いません。

事業所記号等及び宣言日
→事業所記号等、各事項をご記入ください。
→「宣言日」は任意です。ご記入日で構いません。

ご記入後は協会けんぽ千葉支部へFAXまたは郵送にてご提出をお願いします。
【FAX 043-382-8321】

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください

健康な職場づくり宣言書

わが社は協会けんぽ千葉支部と連携して、従業員が心身ともに健康に働ける職場を目指して下記項目に取り組むことを宣言します。

①～④ は必須項目です。

必ずチェック☑をしてください。

① 本人の健診 ・協会けんぽの生活習慣病予防健診を受診
・協会けんぽへの事業者健診結果の提供(40歳以上) } いずれかの方法で
全員受診(提供)

② 保健指導
(メタボリック等対象者) ・協会けんぽによる特定保健指導を50%以上実施

③ 喫煙対策 ・禁煙または分煙の実施

④ 健康保険委員の登録 ・社内で健康保険制度の周知
・従業員とその家族の方の健康管理を積極的に実施

◆健康保険委員新規登録(すでにご登録いただいている場合は「氏名」のみご記入ください。)

健康保険証 記号・番号										-						
役職・所属																
氏 名																
メールアドレス (任意)																

○ご記入のメールアドレスに月1回メールマガジンを配信します。

+ ⑤～⑧ の項目から1つ以上選択してください。

1つ以上チェック☑をしてください。

⑤ 受診勧奨
(健診結果が悪い方) ・早期治療により重症化を予防するため、産業医及び衛生管理者等による
医療機関での早期受診勧奨の実施

⑥ 家族の健診 ・ご家族様に特定健診の受診勧奨を実施

⑦ 健康セミナー開催 ・外部講師を活用した社内向け健康セミナーの実施

⑧ その他の取組
(実施予定でも可)

(例)朝礼での体操・ストレッチ、食生活の改善 など

事業所記号(健康保険証記号)

○ゴム印等でも構いません。

事業所名称

事業所所在地

(〒 -)

電話番号

担当者名

ホームページアドレス※

※ホームページアドレスは協会けんぽ千葉支部のホームページで宣言いただいた事業所様をリンク先として登録します。(登録を希望する場合はご記入ください。)

宣言日

年 月 日 事業主名